

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 定款

平成17年	7月25日	設立認可
平成18年	3月31日	変更認可
平成18年	8月31日	変更届出
平成19年	3月1日	変更認可
平成19年	7月17日	変更認可
平成20年	9月22日	変更認可
平成20年11月	11月18日	変更認可
平成21年	4月27日	変更認可
平成21年	6月15日	変更認可
平成22年	4月16日	変更届出
平成23年	5月9日	変更届出
平成23年11月	11月24日	変更届出
平成24年	5月31日	変更認可
平成25年	6月24日	変更認可
平成25年	8月6日	変更認可
平成26年	6月10日	変更認可
平成26年	7月22日	変更届出
平成27年	6月3日	変更認可
平成28年	1月6日	変更認可
平成28年12月	12月27日	変更認可
平成29年	8月2日	変更認可
平成29年11月	11月9日	変更認可

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、鶴岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 第1号から第3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (平成28年12月27日変更)
- (5) ボランティア活動の振興
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) たすけあい資金貸付事業
- (9) 生活福祉資金貸付事業
- (10) 心配ごと相談事業
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) 成年後見事業 (平成25年8月6日追加)
- (13) 自立相談支援事業 (平成27年6月3日追加)
- (14) 福祉基金の運営 (平成28年12月27日変更)
- (15) 老人福祉センターの運営 (平成21年4月27日変更)
- (16) 地域福祉センターなえづの運営 (平成18年3月31日変更)
- (17) 鶴岡市高齢者福祉センターおおやまの経営 (平成21年4月27日変更)
- (18) 居宅介護支援事業 (平成21年4月27日変更)
- (19) 訪問介護事業 (平成19年7月17日変更)
- (20) 通所介護事業 (平成21年4月27日変更)
- (21) 訪問入浴介護事業 (平成18年3月31日変更)
- (22) 訪問入浴介護事業 (平成21年4月27日変更)
- (23) 認知症対応型共同生活介護事業 (平成26年6月10日追加)
- (24) 短期入所生活介護事業 (平成26年6月10日追加)
- (25) 在宅福祉事業 (平成21年4月27日変更)
- (26) 地域包括支援センターの運営 (平成21年4月27日追加)
- (27) 保育所の運営 (平成21年4月27日変更)
- (28) 一時預かり事業 (平成21年6月15日追加)
- (29) 児童厚生施設の経営 (平成18年3月31日変更)
- (30) 放課後児童健全育成事業 (平成21年4月27日変更)
- (31) 地域子育て支援拠点事業 (平成21年4月27日変更)
- (32) 地域子育て支援拠点事業 (平成21年6月15日変更)

- (31) 鶴岡市障害者支援センター「鶴岡市ゆうあいプラザ」の経営
(平成19年3月1日変更)
- (32) 鶴岡市障害者生活支援事業
(平成19年3月1日変更)
- (33) 一般相談支援事業
(平成24年5月31日追加)
- (34) 特定相談支援事業
(平成24年5月31日追加)
- (35) 障害児相談支援事業
(平成24年5月31日追加)
- (36) 居宅介護事業
(平成21年4月27日追加)
- (37) 就労継続支援事業
(平成19年3月1日変更)
(平成20年9月22日変更)
(平成21年4月27日変更)
- (38) 生活介護事業
(平成19年3月1日変更)
(平成21年4月27日変更)
- (39) 自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業
(平成19年3月1日変更)
(平成21年4月27日変更)
- (40) 短期入所事業
(平成26年6月10日追加)
- (41) 鶴岡市ボランティアセンターの運営
(平成21年4月27日変更)
- (42) 福祉バス運行事業
(平成28年12月27日変更)
- (43) 日常生活支援総合事業
(平成28年12月27日追加)
- (44) その他この法人の目的達成のため必要な事業
(平成21年4月27日 第17号、32号、33号削除)
(平成24年5月31日 第14号削除)

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、山形県鶴岡市泉町5番30号に置く。

(平成22年4月16日変更)

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第6条 この法人に、評議員35名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任委員会（以下、この条において「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

- 2 委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 委員会の運営についての規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評 議 員 会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印

する。

第4章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とし、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(平成29年6月28日一部改正)

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、評議員会において定める。

第5章 理 事 会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め会長が指名する副会長が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会 員

(会員)

第31条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第32条 この法人に部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或るいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を置き、本部とする。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、別に定める職員を置く。

3 事務局長、他の主要な職員は、理事会において、選任及び解任する。

4 前項の職員以外の職員は、会長が任免する。

(平成21年4月27日 第1項、第2項変更)

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,550,000円

(2) 土地

① 山形県鶴岡市ほなみ町3番1所在

地目 宅地

地積 2,766.27㎡

② 山形県鶴岡市ほなみ町3番2所在

地目 宅地

地積 1,233.73㎡

③ 山形県鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1所在

地目 宅地

地積 2,635.49㎡

(平成18年3月31日変更)

④ 山形県鶴岡市西新斎町14番8所在

地目 宅地

地積 2,046.29㎡

⑤ 山形県鶴岡市上山添字成田21番地9所在

地目 宅地

地積 5,000.00㎡

(平成18年3月31日変更)

⑥ 山形県鶴岡市上山添字成田21番地11所在

- 地目 宅地
地積 1, 199. 13 m² (平成18年3月31日変更)
- ⑦ 山形県鶴岡市上山添字成田22番地4所在
地目 宅地
地積 900. 89 m² (平成18年3月31日変更)
- ⑧ 山形県鶴岡市上山添字成田21番地1所在
地目 宅地
地積 698. 77 m² (平成18年3月31日変更)
- ⑨ 山形県鶴岡市上山添字成田22番地1所在
地目 宅地
地積 581. 01 m² (平成18年3月31日変更)
- ⑩ 山形県鶴岡市西新斎町14番1所在
地目 宅地
地積 2, 072. 85 m² (平成22年4月16日追加)
- ⑪ 山形県鶴岡市三瀬字菖蒲田64番2所在
地目 宅地
地積 2, 997. 60 m² (平成26年6月10日追加)

(3) 建物

- ① 山形県鶴岡市馬場町13番地4所在
鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 平家建 老人福祉センター1棟
(599. 76 m²)
- ② 山形県鶴岡市馬場町13番地4所在
鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 老人ワークルーム1棟 (63. 99 m²)
(平成23年5月9日追加)
- ③ 山形県鶴岡市友江町23番地2所在
鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建 老人デイサービスセンター1棟
(551. 83 m²)
- ④ 山形県鶴岡市ほなみ町3番1所在
鉄筋コンクリート造 陸屋根ステンレス鋼板葺 平家建 地域福祉センター1棟
(1, 531. 14 m²)
附属建物
鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 平家建1棟 (4 m²)
- ⑤ 山形県鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1所在
鉄筋コンクリート造 ステンレス鋼板葺陸屋根 平家建
老人デイサービスセンター1棟 (722. 89 m²)
附属建物
木造 合金メッキ鋼板葺 平家建1棟 (39. 74 m²)

(平成18年3月31日変更)

- ⑥ 山形県鶴岡市西新斎町14番8所在
鉄筋コンクリート造 ステンレス鋼板葺陸屋根 平家建
老人デイサービスセンター1棟 (821.48㎡)
附属建物
木造 合金メッキ鋼板葺 平家建1棟 (6.21㎡)
- ⑦ 山形県鶴岡市藤島字笹花73番地の3、74番地の3、75番地の3、75番地の6、
75番地の8所在
鉄筋コンクリート造 アスファルトシングル板葺 平家建
老人福祉センター1棟 (708.18㎡) (平成18年3月31日変更)
- ⑧ 山形県鶴岡市藤島字笹花75番地の7、75番地の5、75番地の6所在
(平成18年3月31日変更)
鉄筋コンクリート造 ルーフイング葺 平家建
藤島町デイ・サービスセンター1棟 (212.52㎡)
- ⑨ 山形県鶴岡市羽黒町荒川字白山56番地の1所在
鉄筋コンクリート造 鉄骨造陸屋根 平家建
老人福祉センター1棟 (717.32㎡) (平成18年3月31日変更)
- ⑩ 山形県鶴岡市三千刈字藤掛1番地、2番地所在
鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建
老人福祉センター1棟 (572.67㎡) (平成18年3月31日変更)
(平成29年8月2日変更)
- ⑪ 山形県鶴岡市上山添字成田21番地9所在
鉄筋コンクリート鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
老人福祉施設・保育所1棟 (1階 1,337.95㎡、2階 244.19㎡、
計1,582.14㎡)
附属建物
鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
機械室1棟 (38.50㎡) (平成18年3月31日変更)
- ⑫ 山形県鶴岡市三千刈字藤掛3番地2、3番地1所在
鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
車庫1棟 (91.47㎡) (平成18年3月31日変更)
- ⑬ 山形県鶴岡市上山添字成田21番地9、21番地11、22番地4所在
木造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
高齢者生活福祉センター (484.49㎡)
内訳 高齢者生活福祉センター (447.46㎡)
渡廊下 (37.03㎡)
(平成18年3月31日変更)

- ⑭ 山形県鶴岡市湯温海字湯之尻 5 2 1 番地の 1 2 所在
鉄筋コンクリート・木造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
老人デイサービスセンター 1 棟 (5 6 0. 9 6 m²)
(平成 1 8 年 8 月 3 1 日変更)
(平成 2 1 年 4 月 2 7 日変更)
- ⑮ 山形県鶴岡市湯温海字湯之尻 5 5 5 番地所在
木造合金メッキ鋼板葺 平家建
障害福祉サービス事業所 1 棟 (3 6 7. 3 3 m²)
(平成 1 8 年 3 月 3 1 日変更)
(平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日変更)
- ⑯ 山形県鶴岡市湯温海字湯之尻 4 番地 5 所在
木造 かわら・合金メッキ鋼板ぶき 平家建
作業所・店舗 1 棟 (8 1. 2 0 m²)
(平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日追加)
(平成 2 4 年 5 月 3 1 日変更)
- ⑰ 山形県鶴岡市西新斎町 1 4 番地 1 所在
鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建
事務所 1 棟 (1 階 2 8 5. 9 5 m²、2 階 2 1 7. 5 0 m²、計 5 0 3. 4 5 m²)
附属建物
鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 (平成 2 2 年 4 月 1 6 日追加)
車庫・物置 1 棟 (1 2 3. 7 5 m²) (平成 2 5 年 6 月 2 4 日一部削除)
- ⑱ 山形県鶴岡市三瀬字菖蒲田 6 4 番 2 所在
鉄筋コンクリート造 木造 陸屋根 瓦葺 2 階建
老人ホーム 1 棟 (1 階 1, 1 6 9. 1 6 m²、2 階 2 0 6. 0 2 m²、
計 1, 3 7 5. 1 8 m²)
附属建物
木造 合金メッキ鋼板葺 平家建
物置 1 棟 (1 2. 4 2 m²) (平成 2 6 年 7 月 2 2 日追加)
- ⑲ 山形県鶴岡市大山三丁目 3 4 番 1 6 所在
木造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建
倉庫 1 棟 (2 6. 4 9 m²) (平成 2 7 年 3 月 1 1 日追加)
- ⑳ 山形県鶴岡市熊出字東村 1 5 6 番地 1 所在
軽量鉄骨造 合金メッキ鋼板葺 平家建 車庫 1 棟 (3 2. 2 8 m²)
(平成 2 9 年 6 月 8 日追加)
(平成 2 8 年 1 月 6 日④削除、以降繰上げ)
(平成 2 9 年 1 1 月 9 日⑦～⑮、⑰～⑳変更)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得て、鶴岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鶴岡市長の承認は必要としない。

(平成25年6月24日変更)

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

第10章 解 散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て鶴岡市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

(平成25年6月24日変更)

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鶴岡

市長に届け出なければならない。

(平成25年6月24日変更)

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、評議員会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会長	五十嶺	薫
理事	阿部	昇司
理事	中村	博信
理事	松田	安男
理事	佐藤	征勝
理事	佐藤	正明
理事	斎藤	春子
理事	斎藤	昇
理事	天野	俊秀
理事	佐久間	泰子
理事	菅原	一也
理事	佐々木	勘司
監事	佐藤	新一
監事	鈴木	久也

附 則

この定款は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、山形県知事に届出の日から施行する。

附 則

この定款は、山形県知事の認可の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この定款は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、山形県知事の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、山形県知事の認可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、山形県知事に届出の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、山形県知事に届出の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、山形県知事に届出の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この定款は、山形県知事の認可の日から施行する。ただし、変更後の第2条の規定は平成24年4月1日から適用し、第21条の規定は平成24年2月1日から適用する。

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、変更後の第21条の規定は平成24年12月26日から適用する。

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可の日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、変更後の第21条の規定は、鶴岡市長に届出の日から施行し、平成25年11月8日から適用する。

附 則

この定款は、鶴岡市長に届出の日から施行し、平成26年4月24日から適用する。

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、変更後の第21条の規定は、鶴岡市長に届出の日から施行し、平成27年3月11日から適用する。

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可の日から施行し、平成27年6月12日から適用する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可の日から施行する。ただし、変更後の第17条第2項の規定は平成29年6月28日から適用し、第34条第2項第3号㊸の規定は平成29年6月8日から適用する。

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可の日から施行する。